

返戻金制度に関して

当社は、求職者が求人者への入社後（見習採用その他正式採用に至らない期間を含む）3ヶ月以内に求職者の責めに帰すべき事由による解雇、又は自己都合（死亡・病気を除く）により退職した場合、原則として下記のとおり手数料の一部を求人者に返還するものとします。

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 1ヶ月以内で退職した場合 | 手数料の 50% |
| ② 1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合 | 手数料の 30% |

許可番号 23-ユ-30876

カトウスタッフ株式会社

事業所の名称及び所在地 静岡県藤枝市田沼4丁目13-27-B